

仕様書

1 委託業務名

京都のまち柄・人柄等の魅力発信に係る動画制作業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託金額の上限

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 本業務の目的

本業務は、長い歴史の中で培われてきた京都のまち柄・人柄等の魅力について、市民同士の対話を通じて深掘りする動画を制作・発信することで、本市の目指す「新しい公共」の実現や対話型社会の実現等に寄与することを目的としている。具体的な動画の概要は以下のとおり。

<動画概要>

出演：5（1）アで示す属性で括る参加者6名程度、ファシリテーター（対話を促す役割）
1名、京都市長（傾聴役）

会場：市関連施設（会場は契約後に本市と協議の上、決定する）

撮影時期：11月～12月上旬

動画時間：1時間～1時間30分程度

制作物：ショート動画、フル動画（いずれも京都市動画情報館で公開を予定）

5 委託内容

以下の業務について、本業務の目的を踏まえ、適宜本市と協議のうえ、実施すること。

(1) 制作に関すること

ア 企画・運営

- ・ 本業務の参加者について、以下から対象の属性を選定すること。

<想定している参加対象者の属性> ※いずれも市内在住者を想定。

喫茶店店主、子育て世帯、銭湯店主、若手芸術家、旅館の女将、宗教家

- ・ 選定した属性の参加者について、本市の取次ぎ又は受託者の接点により対象者並びに対象者の属する組織体等と出演に向けて調整すること。
また、参加対象者については、可能な範囲で年齢・性別の分散を意識すること。
- ・ 撮影会場については、本市関連施設とし、本市取次ぎ後に施設管理者とロケハンや撮影当日に向けて調整すること。
- ・ 対話を促す工夫について、本市が指定する飲食物の手配・当日の提供（配膳及びドリンクコーナーの設置など）や空間づくり（視界に機材や人員が入らない工夫など）、撮影方法（有人・無人）、集音方法などについて主体的に実践・提案すること。
- ・ 対話を促す核となるファシリテーターについては、本業務の目的に沿った本市にゆかりのある人材を提案、人選決定後、出演に向けて調整すること。
なお、当該人材については、撮影前のアイスブレイクや（2）の広報についても主体的に関与いただく。
- ・ その他開催に必要な事務手続きや当日の運営について、受託者において行うこと。

イ 撮影

- ・ 11月～12月上旬に撮影を行うこと。
- ・ 撮影方法については、アのとおり、有人カメラ・無人カメラを活用し、対話を促す工夫と広報動画としての精度の両立を検討・提案すること。
- ・ 4で明記する出演者の内、京都市長については、撮影途中から対話に合流する想定であるため、冒頭から対話の様子を会場内の別室から傍聴・観覧できるようにすること。

(2) 広報に関すること

ア 本市公式note

- ・ 5 (1) アで提案・選定したファシリテーターには、本市公式noteにおいて掲載する本事業の記事を制作いただく。制作する記事のコンセプトについては、本業務の目的を踏まえて効果的なものを提案・実施すること。

イ その他広報

- ・ 本市が保有する広報コンテンツ以外で、本業務で制作したショート動画を活用した効果的な広報手法や企画を提案・実施すること。
- ・ 上述の提案について、本市と協議し決定した広告・出稿を行うこと。なお、広告・出稿の際に生じた費用は委託料に含むものとする。

6 成果品

以下(1)、(2)について、SSD等の記録メディアを用いて電子データで納品すること。なお、(1)については、別途大容量ファイル転送サービス等を用いて、動画が完成次第納品すること。

(1) WEB配信ショート動画、フル動画

本市動画情報館(公式YouTube)、X、LINEなど本市が運用する各媒体に対応するフォーマットに変換したデータとする。なお、各媒体に掲載する際、サムネイル画像が必要なものは動画で使用する素材を組み合わせで作成すること。

ショート動画については、フル動画の誘導用として、30秒～1分程度の映像とする。

フル動画については、不要な箇所を省いた映像とする。

(2) 動画制作時に使用した生データ

(1)の動画も含む、本業務のために撮影・作成した動画、音声、画像(使用しなかった物も含む)データ

7 制作期限

制作する動画は、本市と協議の上、令和9年2月までに納品するものとする。

8 委託金額の範囲

5に記載した委託業務全てを含む(業務の提供に当たり発生する付帯作業(※)に係る費用を含む全ての経費の合計金額とする)。したがって、追加費用は一切請求できない。

※過去の実績として実際に発生した付帯作業として以下のような例がある。

- ・ 事業内容を説明するパネル
- ・ 飲食する撮影時の飲食費
- ・ 京都市職員等以外の出演者の出演費・交通費 など

9 委託金額の支払方法

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に一括で本市から支払われるものとする。

10 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も無期限で公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料等の経費については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、本市に全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を無償で譲渡するものとする。また、コンテンツで使用するキャラクター・世界観については、二次利用も含め、本市が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権などの譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーズの段階及びコンテンツ制作時に本市の了承を得るものとする。
- (4) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- (5) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。
- (6) 本仕様書に記載されている事項の他、本市契約事務規則に基づくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、本市と受託者で協議の上決定する。

1 1 留意事項

- (1) 成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって本市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等できることとする。
- (3) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。

1 2 問い合わせ先

京都市総合企画局市長公室広報担当（担当：高橋、藤井）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話 （075）222-3094

メール kohoka@city.kyoto.lg.jp